平成２３年（フ）第６２７１号
大阪市淀川区三津屋南１丁目11番５号　メゾン永田203号
破産者　大谷　京子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４０号
堺市中区大野芝町96番地１　ディオ・フェルティ初芝604号
破産者　中島　澄子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４８４号
大阪市住吉区帝塚山東３丁目２番23号
破産者　木原　郁三
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４８７号
大阪市生野区巽東２丁目７番11号、店舗の所在地大阪市平野区加美北２－４－４
破産者　宮川自動車商会こと　宮川　　明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９５号
大阪市天王寺区大道１丁目11番12号
破産者　瀬戸　裕司
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５４号
大阪府高槻市栄町３丁目17番６号
破産者　ＹＯＳＡ　ＰＡＲＫ　ＣＯＮＮＥＣＴこと　馬詰かおり
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１５号
大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―411号
破産者　原口　光博
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
大阪府富田林市清水町３番11―501号
破産者　雄基住設こと　田中　清貴
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
堺市東区引野町３丁147番地２、開始決定時の住所堺市東区野尻町401番地３　コスモ初芝野尻町303号
破産者　北田　尚美
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
堺市中区土師町４丁５番47―14号
破産者　河本　　幹
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０４号
堺市堺区向陵中町３丁６番１―306号
破産者　大屋　幸治
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０８号
堺市西区平岡町447番地４　１棟202号
破産者　津崎　修一
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
神戸市北区唐櫃台４丁目17番１―105号、開始決定時の住所神戸市北区鈴蘭台北町２丁目８番19号
破産者　矢倉　敏男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３号
兵庫県伊丹市荒牧４丁目１－６―205号、住民票上の住所大阪府八尾市山本町南２丁目６番５号
破産者　山崎　鉄夫
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１２号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番15―206号
破産者　中塚　惠子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２８号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番11号
破産者　上野　　均
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２９号
兵庫県伊丹市千僧５丁目126番地エステートＫ　３－Ｄ号
破産者　ＴＨＥ　ＣＩＴＹこと　瀬尾　真彦
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目22―21、住民票上の住所兵庫県姫路市香寺町中寺258番地96
破産者　高木竹千代
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部